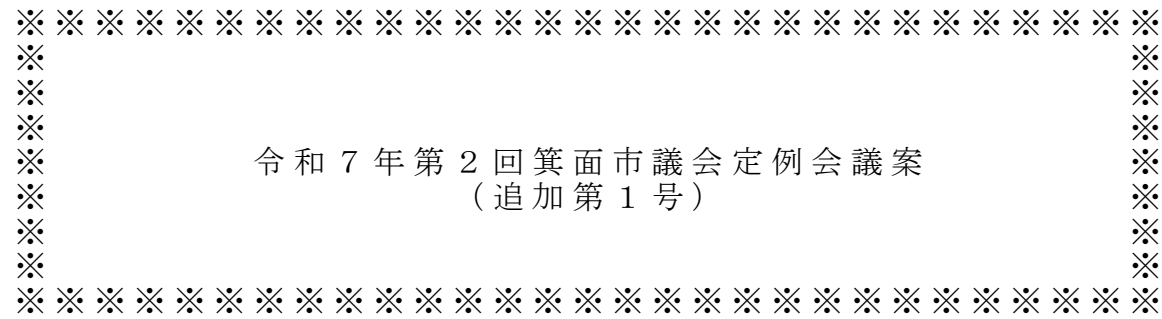




令和 7 年第 2 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

箕 面 市

令和 7 年第 2 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 1 6 号	箕面都市開発株式会社経営状況報告の件……………	3
報告第 1 7 号	箕面市土地開発公社経営状況報告の件……………	4
報告第 1 8 号	公益財団法人箕面市メイプル文化財団経営状況報告の件……………	5
報告第 1 9 号	公益財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件……………	6
報告第 2 0 号	一般財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件……………	7
報告第 2 1 号	一般財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件……………	8
第 7 1 号議案	物件供給契約締結の件（行政情報ネットワーク端末）……………	9
第 7 2 号議案	箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件……………	10

報告第 1 6 号

箕面都市開発株式会社経営状況報告の件

令和 6 年度箕面都市開発株式会社事業報告並びに令和 7 年度箕面都市開発株式会社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

別添のとおり

報告第 1 7 号

箕面市土地開発公社経営状況報告の件

令和 6 年度箕面市土地開発公社決算並びに令和 7 年度箕面市土地開発公社事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

別添のとおり

報告第 18 号

公益財団法人箕面市メイプル文化財団経営状況報告の件

令和 6 年度公益財団法人箕面市メイプル文化財団決算並びに令和 7 年度公益財団法人箕面市メイプル文化財団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

箕面市長 原 田 亮

別添のとおり

報告第 19 号

公益財団法人箕面市国際交流協会経営状況報告の件

令和 6 年度公益財団法人箕面市国際交流協会決算並びに令和 7 年度公益財団法人箕面市国際交流協会事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

箕面市長 原 田 亮

別添のとおり

報告第 2 0 号

一般財団法人箕面市障害者事業団経営状況報告の件

令和 6 年度一般財団法人箕面市障害者事業団決算並びに令和 7 年度一般財団法人箕面市障害者事業団事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

別添のとおり

報告第 2 1 号

一般財団法人箕面市医療保健センター経営状況報告の件

令和 6 年度一般財団法人箕面市医療保健センター決算並びに令和 7 年度一般財団法人箕面市医療保健センター事業計画及び予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

別添のとおり

第 7 1 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 行政情報ネットワーク端末 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 2 4 5 , 7 8 4 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府中央区備後町二丁目 6 番 8 号 サンライズビル
扶桑電通株式会社 関西支店
取締役常務執行役員支店長 山 田 均 |

（提案理由）

行政情報ネットワーク端末の供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第七十二号議案

箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年六月十八日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表九の項中「一二、〇〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同表十の項中「一、一〇〇円」を「一、一二〇円」に改め、同表十一の項中「一二、〇〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の改正に伴い、選挙長、投票管理者及び開票管理者の報酬を改定するため、本条例を改正するものである。